

補助事業の申請等にあたっての留意事項について

補助要件について

本事業の交付の決定を受けた事業所においては、事業完了日までに、以下の要件を満たしてください。

- 厚生労働省が実施する「生産性向上ビギナーセミナー」又は「生産性向上フォローアップセミナー」、北海道介護現場業務改善総合相談センターが実施する「介護事業所生産性向上セミナー」のいずれかを受講すること。
- 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかに宣言（登録）すること。
- 「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence；LIFE（ライフ）。以下「LIFE」という。）に登録すること。
- 介護老人福祉施設等の施設系・居住系サービス事業所については、令和7年度内に、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない）」を設置すること。
- 訪問介護や居宅介護支援事業等の在宅系・通所系・訪問系サービス事業所については、令和7年度内に、公益財団法人国民健康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。

補助対象機器について

- (1) 「介護テクノロジー」の区分で申請が可能な機器については、申請日時点において、「福祉用具システム（TAIS）」で「介護テクノロジー」として認定された機器のみが該当します。

(<https://www.techno-tais.jp/>)

The image shows a screenshot of the TAIS website. On the left, there is a grid of icons representing various categories of care technology. A red box highlights the '介護テクノロジー' category. On the right, there is a product page for a bed. A red circle highlights the '介護テクノロジー' tag on the product page, and a red arrow points to it. Below the screenshot, there is a text box that says: 「この区分に認定されている機器が「介護テクノロジー」の対象」.

- (2) 補助の対象となる機器は、重点分野（9分野16項目）の分野ごとに、1機種限りとなります。

（例）『見守り（施設）』に該当する「見守りセンサー」と「見守りカメラ」 ⇒ どちらか1機器が対象
『見守り（施設）』に該当する「見守りセンサー」と『移乗支援（非装着）』に該当する「ベッド」 ⇒ どちらの機器も対象

- (3) 上記に認定されていない機器については、「道が認める機器」とし、1機種限りとします。

なお、介護テクノロジーの区分との併用は可能とします。

また、「道が認める機器」については、導入計画書を審査し、事業所の課題に対し、効果的な機器であるかどうか等を勘案し、補助対象の可否を決定しますので、補助対象機器とならない場合があることにご留意願います。

補助金申請について

- (1) 交付申請書の提出期限は厳守してください。【提出期限：令和7年11月10日(月)】
提出期限を超えて提出されたものは、原則、受付できませんので、ご留意願います。
- (2) 交付申請書の提出にあたっては、別紙「令和7年度介護ロボット導入支援事業費補助金 交付申請提出書類一覧表」の事業者チェック欄にて確認の上、提出書類漏れがないようご留意願います。
- (3) 本補助金に係る事業完了日(納品期限)は、令和8年2月28日までですので、当該期限までに確実に納品できることを納入業者と調整の上、申請してください。
- (4) 本事業は、交付決定後に事業実施(発注・契約等)をしていただくこととなります。
交付決定前に、発注等を行っている場合は、本補助金の対象外となりますので、ご留意願います。

【今後のスケジュール見込】

